

東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業

様式第1号（第3条関係）

書類提出日を記入してください。

令和3年 6月 20日

東京都労働相談情報センター 所長 殿

所在地及び名称は登記簿どおりに記載し、
代表者印（会社実印）を押印してください。

<個人事業主の場合>

- ・「企業等の所在地」：個人事務所の住所を記載
- ・「企業等の名称」：個人事務所名を記載
- ・「代表者職・氏名」：個人事務所の代表者の個人名のみを記載
- ・「印」：実印を押印

企業等の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号

企業等の名称 株式会社飯田橋社

代表者職・氏名 代表取締役 東京 太郎

代表者印

申 請 書

新型コロナウイルスワクチンを接種しやすい雇用環境の整備を推進するため、東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業を申請します。

| 1 企業等の概要 | |
|------------------|--|
| 業 種 | 情報通信業 |
| 労働者数 | 30人（内訳：男性 15人 女性 15人） |
| うち常用労働者数 | 20人（内訳：男性 10人 女性 10人） |
| うち非正規労働者数 | 10人（内訳：男性 5人 女性 5人） |
| 2 本申請に係る連絡先及び派遣先 | |
| 所属部署名 | 総務人事課 |
| 職・担当者氏名 | 係長 飯田 一郎 |
| 電話/FAX番号 | （電話）03-0000-1111（090-0000-1111）（FAX）03-0000-2222 |
| メールアドレス | lidabashi@iidabashi.jp |
| 派遣先所在地（都内） | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号（本社） |

派遣先所在地に、店名・屋号がある場合は記入してください。

東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業の申請を行うに当たり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- 都内で事業を営んでいること
- 常時雇用する労働者の数が1人と。
- 暴力団員等（東京都暴力団排除団員及び同条第4号に規定する。）及び法人その他の団体の等に該当する者でないこと。

【確認】（該当する場合には、□欄

- 東京都働きやすい職場環境づく該年度中に利用する予定）が内容が重複すると認められる場合

- ・「労働者数」には、企業等の従業員総数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。また、会社役員、個人事業主等の使用者は含みません。）※「うち常用労働者数」と「うち非正規労働者数」の合計ではありません。
- ・「うち常用労働者数」には、下記①～③に該当する人数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。非正規労働者の方でも、下記に該当すれば常用労働者数に含めてください。）
 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
 - ③ 日々雇用契約が更新される労働者の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- ・「うち非正規労働者数」には、契約社員、パート、アルバイト等正社員以外の雇用形態の方の人数を記入してください。（登録型派遣労働者は除きます。）

東京都新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業

様式第1号の2（第3条関係）

【新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備に関する取組計画】

| | | |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| 取組内容 | 【現状及び課題】 | |
| | <p>（例1）新型コロナウイルスワクチン接種後に、副反応として様々な症状が出ると言われている。従業員が安心してワクチンを接種できるよう、ワクチン接種やその後副反応が出た時に対応できるような特別休暇を創設したい。</p> <p>（例2）従業員が新型コロナウイルスワクチンを接種する時、接種した日を休暇とせずに出勤したものとして取り扱えるように就業規則を整備したい。</p> | |
| | 【取組内容・方向性】 | 【取組期間】 |
| | <p>関係法令を理解し、当社に合った新ルール（規程）をどのように作成していくのか検討し、整備を行う。</p> | <p>令和3年7月1日 ～ 令和3年10月31日</p> |
| 派遣専門家への助言希望内容、その他希望等 | <p>（例1）業界に詳しい専門家を希望する。</p> <p>（例2）当社の顧問社労士 千代田三郎先生の派遣を希望する。（内諾済み）</p> | |

・顧問の社会保険労務士を指名することも可能です。この場合、申請前に、直接申請企業が顧問の社会保険労務士の内諾をお取りいただき、「(内諾済み)」と記入してください。

・顧問契約書の写しをご提出ください。顧問契約業務に本事業の取組内容を含む場合はお受けできません。